

福岡県医第1536号(地)

平成20年10月23日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」

施行令の一部改正案に対する意見公募の実施について (お知らせ)

標記の件につきまして、福岡県環境部環境保全課長より福岡県保健医療介護部長を通じて別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は標記法律(以下、「P R T R法」)施行令の一部改正案に対する意見公募(パブリックコメント)を厚生労働省、経済産業省及び環境省が実施していることをお知らせするものです。

現行のP R T R法は、有害化学物質の排出・移動量の届出制度のすべてをみたとす事業者が、1年間に排出・移動した化学物質の量等を自ら把握のうえ、県知事に届出いただくものですが、今般の改正案の概要は、現在対象業種とされている製造業など23業種に医療業を追加し24業種とし、届出対象となる「第一種指定化学物質」の見直し等が行われるとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

【パブリックコメントの概要】

1. 意見募集期間 平成20年10月29日(水)まで(郵送の場合は必着)
2. 意見提出方法 郵送、FAX又はE-mailのいずれか
3. 意見提出先 厚生労働省、経済産業省又は環境省の担当課

「化管法施行令の改正案パブコメ担当」まで

※ 意見の提出方法や提出先の詳細につきましては、別紙「意見公募要領」をご覧ください。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

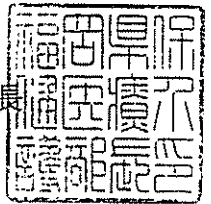


20医指第1969号
平成20年10月20日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県歯科医師会長
社団法人福岡県病院協会
社団法人福岡県私設病院協会
社団法人福岡県精神科病院協会
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」
施行令の一部改正案に対する意見公募の実施について（お知らせ）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、福岡県環境部環境保全課長より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、厚生労働省、経済産業省又は環境省が行っている意見公募（パブリックコメント）について、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

パブリックコメントの概要

意見募集期間：平成20年9月29日（月）～平成20年10月29日（水）

意見提出方法等：別紙「意見公募要領」参照





平成20年10月16日

保健医療介護部医療指導課長 殿

環境部環境保全課長

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」
施行令の一部改正案に対する意見公募の実施について（お知らせ）

このことについて、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「PRTR法」という。）施行令の一部改正案に関する意見公募（パブリックコメント）を厚生労働省、経済産業省及び環境省が実施していますので、念のためお知らせします。

記

1 PRTR法の概要【現行】

有害化学物質の排出・移動量の届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）。

以下①～③（①～③'）のすべてをみたす事業者が、1年間（4月1日～翌年3月31日）に排出・移動した化学物質の量等を自ら把握のうえ、県知事（※）に届出いただくものです。

①対象業種である[製造業など23業種]

かつ、②(法人の場合は法人全体で)従業員数21人以上の事業者である

かつ、③(事業所単位でみて)いずれかの第一種指定化学物質(354物質)の年間取扱量が1トン[発ガン性がある特定第一種指定化学物質(12物質)の場合、0.5トン]を超える
または

③' 一定規模以上の焼却炉[ダイオキシン類特別措置法の特定施設]が稼働中 等

(※) 北九州市、福岡市の区域にあっては、各市長

2 改正案の概要

(1) 対象業種に医療業を追加

(2) 届出対象となる「第一種指定化学物質」の見直し等〔現行354物質→改正案462物質〕

(3) 施行期日 平成21年10月1日

【改正案のイメージ】

《現行》

届出対象業種： 23業種

届出対象物質： 354物質

《改正案》

24業種

(医療業追加)

462物質

改正が実施されますと、具体的には次の場合に新たに届出対象となります。

①医療業である
かつ、②(法人の場合は法人全体で)従業員数 21 人以上の事業者である
かつ、③(事業所単位でみて)いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 トン[0.5 トン]を超える
または
③' 一定規模以上の焼却炉[ダイオキシン類特別措置法の特定施設]が稼働中

その具体的なスケジュールは次のとおりです。

● 平成 22 年度
改正後の対象物質について、平成 22 年度中の実績を把握していただきます。
● 平成 23 年度
改正後の対象物質について、平成 22 年度中の実績を 4～6 月に届出いただきます。
※ 以降、各年度の実績を翌年度の 4～6 月に届出いただくこととなります。

3 医療業での取扱いが想定される化学物質の例

条例により医療業を既に届出対象としている東京都での届出状況（平成 17 年度）です。

医療業の届出のうち年間取扱量が 1 トン [0.5 トン] 以上のものを抽出していますので、参考にしてください〔従業員数順〕。

事業者名	事業所の 従業員数	化学物質名	現 行 政令番号	使用目的	年間取扱量 (k g/年)	年間排出量 (k g/年)
G 社	2,962	キシレン	63	研究、実験、病理診断	1,300	800
F 社	2,255	キシレン	63	標本作成	2,200	0
		エチレンオキシド	42	滅菌	540	0
E 社	2,042	キシレン	63	病理標本作成	1,000	0
		クロロホルム	95	〃	1,000	0
I 社	1,744	キシレン	63	病理標本作成	1,200	0
		エチレンオキシド	42	ガス滅菌	520	160
C 社	1,664	キシレン	63	臨床検査試薬	1,900	0
		ホルムアルデヒド	310	〃	1,000	0
H 社	667	エチレンオキシド	42	医療機器滅菌	750	230
D 社	665	エチレンオキシド	42	滅菌	720	0
A 社	242	キシレン	63	透徹・封入	2,200	0
J 社	60	キシレン	63	病理標本作成	4,600	460
B 社	40	エチレンオキシド	42	滅菌	770	670

4 医療業の定義

病院、一般診療所、歯科診療所、歯科技工所、医療に附帯するサービス業 等

5 パブリックコメントの概要

- (1) 意見募集期間 平成 20 年 10 月 29 日 (水) まで (郵送の場合は必着)
- (2) 意見提出方法 郵送、FAX又はE-mailのいずれか
- (3) 意見提出先 厚生労働省、経済産業省又は環境省の担当課
「化管法施行令の改正案パブコメ担当」まで

※ 意見の提出方法や提出先の詳細につきましては、別紙(意見公募要領)をご覧ください。

また、公示資料につきましては、次のホームページをご覧ください。

- (4) 関連ホームページ http://www.nihs.go.jp/mhlw/prtr_hp/index.htm
(「審議会・研究会等」内の最下段に掲載されています)

担 当：調査指導係 野田 TEL：3439 (内線) 092-643-3359 (直通)
--

**「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
施行令の一部を改正する政令案」に対する意見公募要領**

平成 20 年 9 月 29 日
厚生労働省 医薬食品局 審査管理課
経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省 環境保健部 環境安全課

1. 意見公募の趣旨

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、平成20年9月29日(月)から10月29日(水)までの間、パブリックコメントを実施いたします。

2. 意見公募の対象

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」

3. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

平成20年9月29日(月)～10月29日(水)

4. 資料入手方法

○以下のホームページに掲載

【電子政府総合窓口(e-Gov)】 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

【厚労省HP】http://www.nihs.go.jp/mhlw/prtr_hp/index.htm

【経済産業省HP】 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.htm

【環境省HP】 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

○「6. 意見提出先」において資料配付

5. 意見提出方法

別添の意見提出用紙の様式、以下の記入要領に従い、郵送、FAX又はE-mailのいずれかの方法で、御提出ください。

(注意事項)

※御意見は日本語で提出してください。

※件名に必ず「化管法施行令の改正案に対する意見」と記載してください。

※郵送、FAXの場合は、A4版の用紙で提出してください。

※電話及び匿名での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

【記入要領】

(宛先) 化管法施行令の改正案パブコメ担当

(件名) 化管法施行令の改正案に対する意見

(郵送の場合は、封筒に赤字で記載して下さい)

【氏名】(※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

【住所】

【電話番号】

【FAX番号】

【電子メールアドレス】

【意見】

・該当箇所(※どの部分についてか、該当箇所が分かるように明記して下さい)

・意見内容

・理由(※根拠となる出典等を添付又は併記して下さい)

6. 意見提出先

化管法施行令の改正案パブコメ担当(※以下の何れかの窓口まで)

○厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-5253-1111(内線2424)

FAX: 03-3593-8913

※インターネットで御提出される場合、以下URLの入力フォームの「※件名」欄に、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見」と入力し、御送信下さい。

https://www-secure.mhlw.go.jp/cgi-bin/getmail/publiccomment_input.cgi?mailto=prtrchemical@mhlw.go.jp

○経済産業省製造産業局化学物質管理課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL: 03-3501-1511(内線3691)

FAX: 03-3580-6347

E-mail: qghbbf@meti.go.jp

○環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-3581-3351(内線6356)

FAX: 03-3580-3596

E-mail: ehs@env.go.jp

7. 公示資料

(意見公募の対象)

- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

(参考資料)

- ・規制の事前評価書(要旨)

(規制の事前評価については、厚生労働省、経済産業省及び環境省がそれぞれの観点から実施しているため、詳細は各省ホームページを御参照下さい。)

8. その他

御提出いただいた御意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。

御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。

ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

別添



PDF形式のデータをご覧いただくにはアドビシステムズ社の
Adobe Acrobat(R) Readerが必要です。お持ちでない場合はダウンロードしてください。

< Back